

補償コンサルタント登録規程

昭和五十九年九月二十一日
建設省告示第千三百四十一号

改正	平成 元年 四月一七日	建設省告示第一〇一〇号
	平成 六年 五月一日	建設省告示第一三六九号
	平成一二年 三月三十一日	建設省告示第一〇一七号
	平成一二年 二月二十八日	建設省告示第二五三八号
	平成一五年 四月二十八日	建設省告示第四五八号
	平成一六年 四月一四日	建設省告示第四七〇号
	平成一八年 三月三十一日	建設省告示第四五六号
	平成一九年 八月二十七日	建設省告示第一四一四号
	平成二十年 十月 一日	建設省告示第一七七七号
	平成二六年 四月 一日	建設省告示第四六一号
	平成二八年 二月 一日	建設省告示第二七四号

(目的)

第一条 この規程は、補償コンサルタントの登録について必要な事項を定め、その業務の適正を図ることにより、公共事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保に資することを目的とする。

(登録)

第二条 補償コンサルタント（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。）のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録部門に係る補償業務を行う者は、登録の更新を受けなければならない。

(登録の要件)

第三条 登録を受けようとする者（前条第三項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当する者を置く者であること。ただし、総合補償部門の登録を受けようとする者にあつては、当該部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者は、イに該当する者であつて補償業務に関し五年以上の指導監督的実務の経験を有するもの、又はこれと同程度の実務の経験を有するものとして国土交通大臣が認定した者でなければならない。

イ 当該登録部門に係る補償業務に関し七年以上の実務の経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有するものと認定した者

二 補償業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこと。

三 法人である場合においては当該法人及びその役員が、個人である場合においてはその者及び当該個人の支配人が、補償業務に関する契約に関して不正又は不誠実な行為をすおそれが明らかでないこと。

(登録の申請)

第四条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第一号）を提出するものとする。

一 商号又は名称

二 営業所（本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）の名称及び所在地

三 法人である場合においてはその法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第一項に規定する法人番号を

いう。以下同じ。）、資本金額（出資総額を含む。）及び役員の氏名、個人である場合においては、その氏名及び支配人があるときはその者の氏名

四 登録を受けようとする登録部門及び当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で前条第一号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第一号ただし書に該当する者）の氏名

五 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類

2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第六号まで、第九号から第十一号までに掲げる書類）を添付するものとする。

一 補償業務経歴書（別記様式第二号）

二 直前三年の各事業年度における事業収入金額（他に事業を行つている場合においては、当該事業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第三号）

三 使用人数を記載した書面（別記様式第四号）

四 前条第一号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第五号）

五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員）が第六条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第六号）

六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及びその支配人）及び法定代理人（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴書（別記様式第七号）

七 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（別記様式第八号から第十一号まで）

八 個人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（別記様式第十二号及び第十三号）

九 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十 個人である場合（第六号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

十一 営業の沿革を記載した書面（別記様式第十四号）

十二 補償コンサルタントの組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称及び当該団体に所属した年月日を記載した書面（別記様式第十五号）

4 登録を受けようとする者は、関係書類正本一通を提出するものとする。
（登録の実施）

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知するものとする。
（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第十二条第一項第四号、第八号、第十号又は第十一号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第十一条第一項の規定により登録を停止され、その停止の期間が経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの

七 個人でその支配人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（現況報告書等の提出）

第七条 登録を受けた者（第二条第三項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後四月以内に、現況報告書（別記様式第十六号）及び第四条第三項第七号又は第八号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

2 第四条第四項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

（変更等の届出）

第八条 登録を受けた者は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十七号）及びその変更が次に掲げるものであるときは当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書の事項の変更（商業登記の変更を必要とする書） 当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書

（場合に限る。）

二 第四条第一項第三号に掲げる事項のうち役員又は支配人の新任に係る変更 当該役員又は支配人に係る第四条第三項第五号及び第六号に掲げる書類

三 第四条第一項第四号に掲げる事項のうち登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で第三条第一号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第一号ただし書に該当する者）に係る変更 当該変更に係る第四条第三項第四号に掲げる書類

2 第三条（第二号を除く。）の規定は前項の変更届出書を提出しようとする者について、第四条第四項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第五条第一項及び第六条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。

3 登録を受けた者は、第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第五号から第七号までの規定に該当するに至つたときは、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

（登録部門の追加）

第九条 登録を受けた者が他の登録部門について登録の追加を受けようとするときは、国土交通大臣に、登録追加申請書（別記様式第十八号）を提出するものとする。

2 前項の登録追加申請書には、当該登録の追加を受けようとする登録部門に関する第四条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

3 第三条（第二号及び第三号を除く。）の規定は第一項の登録の追加を受けようとする者について、第四条第四項の規定は第一項の登録追加申請書及び前項の書類の提出について、第五条及び第六条の規定は第一項の登録追加申請書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第十条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 登録を受けた登録部門に係る業務を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあつては、その役員）

（登録の停止等）

- 第十一条 国土交通大臣は、登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をした場合には、一年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができるものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録簿に当該停止の事実及びその理由を明示するものとする。
- 3 第一項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。
- 4 第六条第二項の規定は、第一項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

（登録の消除）

- 第十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。
 - 一 第十条の規定による届出があつたとき。
 - 二 前号の届出がなくて第十条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
 - 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
 - 五 第八条第三項の規定による届出があつたとき。
 - 六 前号の届出がなくて第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。
 - 七 第五号の届出がなくて第六条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。
 - 八 登録を受けた者（法人である場合においては当該法人又はその役員、個人である場合においては当該個人又はその支配人）がその業務に関し不誠実な行為をし、情状が特に重いととき。
 - 九 正当な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠つたとき。
- 十 第七条第一項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- 十一 前条第三項の規定に違反したとき。
- 2 第六条第二項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

（弁明の聴取）

- 第十三条 国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による登録の停止又は前条第一項の規定による消除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消除事由が、前条第一項第一号から第三号まで及び同項第五号から第七号までの各号のいずれかに該当する場合であつて、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。
 - 2 前項による弁明の聴取を行う場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定に準じて行うものとする。
- （登録簿の閲覧等）
- 第十四条 国土交通大臣は、登録簿並びに第四条第三項（第四号及び第六号を除く。）、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。
 - 2 国、地方公共団体その他の者は、補償業務の発注に関し必要がある場合においては、第七条第一項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

（権限の委任）

- 第十五条 この告示に規定する国土交通大臣の権限は、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の本店の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（平成元年四月十七日建設省告示第一〇一〇号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年五月十一日建設省告示第一三六九号）

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日建設省告示第一〇一七号）

（施行期日）

第一条 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年十二月二十八日建設省告示第二五三八号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十五年四月二十八日国土交通省告示第四五八号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日国土交通省告示第四七〇号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成十九年八月二十七日国土交通省告示第一一四一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定のうち別記様式各号に掲げる書類であつてこの告示の施行後最初に到来する決算期以前の事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3 この告示による改正前の補償コンサルタント登録規定第十三条から第十六条までの規定による手続については、平成十九年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十年十月一日国土交通省告示第千七百七十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日国土交通省告示第四六一号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二六年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の補償コンサルタント登録規程別記様式第八号から第十一号までは、平成二五年五月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例による。同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二八年二月一日国土交通省告示第二七四号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

	登	録	部	門
土地調査部門				
土地評価部門				
物件部門				
機械工作物部門				
営業補償・特殊補償部門				
事業損失部門				
補償関連部門				
総合補償部門				